

平常時の帰宅困難者等対策(抑制等)の取組み主体と役割に対する意見整理表(普及・啓発)

	機関名	普及・啓発(第3回協議会提示案)	各機関からの追加意見	追加意見に対する事務局の考え方
主 体	[交通事業者] ■JR津田沼駅	○利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○従業員に対し、帰宅困難者への対応を周知・徹底する ○訓練等を企画・実施する(行政機関等との協力)	【JR津田沼駅】 ①「利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する」の記載は、具体的に教えていただきたい。普及啓発では分からない。また、会社として取り組む必要も考えれば、駅単独の回答は難しい。 ②従業員とは当駅社員のほか、構内店舗の従業員かの判断が不明。当駅社員であれば「従業員」を「社員」に変更して欲しい。店舗の従業員であるのであれば、当社からの周知は不可(他会社)	①具体的には、九都県市や市で実施している普及・啓発の取組みに協力することや、駅としても3.11の教訓を踏まえて、「むやみに移動を開始しないこと」、「家族との安否確認方法を徹底しておくこと」など、広報できることがあれば積極的に実施することです。(ポスターの掲示、電車の中吊り広告など) また、会社全体で取り組むことは当然のことながら、駅単独で出来ることは駅の実情に合わせた取組みとしてパンフレットの配布やホームページへの掲載など、可能な方法で実施することを考えています。 ②駅の実情を考慮し、「従業員(社員)」に修正します。主として帰宅困難者の対応にあたる人を対象としています。
	[一時滞在施設] ■千葉工業大学	○利用客に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○従業員に対し、帰宅困難者への対応を周知する ○一時滞在施設の指定を受けていることを広報する	①「広報する」とは大学側が広報するということでしょうか？	①一時滞在施設への受入れ協定を締結することについて、市と合わせて大学側も同様の対応をとることを想定しています。 具体的には、「①協定締結の報道発表、②ホームページへの掲載、③学生や職員への周知」など、大学利用者に対して大規模災害発生時には、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設であることを理解してもらうことを想定しています。なお、大学の社会的責任というコンセプトで広報してもよいと考えています。
	[千葉県] ■葛南地域振興事務所	○県民に対し、行動ルール等を普及・啓発する ○県対策協議会との調整を図る	【葛南地域振興事務所】※現時点での暫定的な役割案 ①県民に対し、行動ルールや安否確認手段等を普及・啓発する。 【県災害対策本部】※現時点での暫定的な役割案 ②県民に対し、行動ルールや安否確認手段等を普及・啓発する。	①の葛南地域振興事務所の役割のみ記載します。